

議案第90号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

平成30年12月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>

第2条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（同日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）が施行されていない場合にあっては、同法の施行の日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合を変更するため。